

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【実施方針】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	8	第4	1	—	—	—	公募型プロポーザル方式	「…総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」により行う」とあります。プロポーザル方式とは一般的には、最適なパートナーを選定する手法として多く取り入れられており、提案内容も確定では無く変更可能な場合があります。ただし、今回の選定基準としては、DBO方式として、要求水準に合わせて価格まで提案する形です。提案内容=(イコール)金額であることで間違いが無いことを確認させて下さい。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	8	第4	2	(1)	—	—	募集公告及び募集要項等の公表	23ページに債務負担行為の設定を令和8年3月頃開催の市議会で決定する予定とあります。一般的なPPP事業では、債務負担行為が設定されているものを公表しております。募集要項リスクは貴市にあるとありますが、もし否決される等の事態の場合、事業者側の損失は補填して頂けるのでしょうか。	事業者の損失に対する補填はありません。
3	実施方針	8	第4	2	(1)	—	—	応募提案書類の受付	令和8年6月に受付し、9月にプレゼン・ヒアリング・審査となっております。提出からプレゼン・ヒアリングまで時間を見越さないので、9月のヒアリング時の1ヶ月前程度の時期に受付を延ばして頂けませんでしょうか。	頂いたご意見を踏まえ、内容を検討します。 なお、スケジュールについては、募集要項等で示します。
4	実施方針	8	第4	2	(1)	—	—	施設整備費及び維持管理運営の予定価格について	施設整備費および維持管理運営の予定価格は、どの時点で公表されますか 募集広告及び募集要領等の公表の時点(令和8年1月)で公表されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	8	第4	2	(1)	—	—	事業者の募集及び選定スケジュール	優先交渉者の決定及び公表と同月に基本協定及び仮契約を締結するスケジュールとなっております。SPCを設立する場合1か月程度の準備期間が必要であると見込んでおります。基本協定・仮契約関連のスケジュールは令和8年12月議会に間に合うのであれば調整可能なのでしょうか。	基本協定および仮契約の締結は、原案どおり令和8年10月を予定しています。ただし、優先交渉権者の決定後、市との協議により変更の必要性が認められた場合は、基本協定及び仮契約の締結時期を変更する場合があります。
6	実施方針	11	第4	3	(1)	エ	—	SPC設立について	維持管理・運営代表企業以外のSPCへの出資は提案に委ねるとありますが、選定審査において有利不利が生じる可能性はありますか。	SPC設立を含む事業の安定性にする評価基準については、募集要項等の「優先交渉権者選定基準」にて示します。
7	実施方針	12	第4	3	(2)	ア	(ク)	応募者の参加資格要件	選定委員会の委員や委員が所属する企業の発表はあるのでしょうか。ある場合はいつの時点で公表されるのでしょうか。	募集要項等で示します。
8	実施方針	13	第4	3	(2)	ウ	(イ)	各業務を行う者の要件 建設企業について	現在の要件では、全国の建設企業で、さらに1社単独の参加が可能と認識しております。 単独建設企業及び企業体親会社以外の参加企業に対し「今治市内に本社を有する建設企業」等の地域要件を追加で付す予定はありますでしょうか。	原案のとおりとしますが、「地域経済への貢献」については、「優先交渉権者選定基準」における評価項目として取り入れることを検討しています。
9	実施方針	13	第4	3	(2)	ウ	(イ)	d 建設企業	施工実績の証明する書類はコリンズなどの指定はあるのでしょうか。また今後に配置予定技術者の施工実績等の要件も付されるのでしょうか。	施工実績の証明については、「コリンズ」とします。 また、今後配置予定の技術者については、現在検討中です。
10	実施方針	13	第4	3	(2)	ウ	(エ)	c 運営企業	(a)に記載の児童厚生施設とは、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設(児童館)を含めると解釈してよいか。	ご理解のとおりです。

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【実施方針】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
11	実施方針	13	第4	3	(2)	ウ	(エ)	c	運営企業の参加資格	児童福祉法第6条の3第6項は下記のように規定されていますが、このような機能を有した複合施設の指定管理者として指定されている一方、当該機能の運営には関与していない場合においても入札参加資格はお認めいただけますでしょうか。 「この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。」 児童福祉法第6条の3第6項の機能を有する施設の指定管理者として指定されている場合、統括の立場として運営に参画している場合は参加資格として認めますが、実態として当該機能に関する運営に関与してない場合には、参加資格は認められません。
12	実施方針	13	第4	3	(2)	ウ	(エ)	c	運営企業の参加資格	公園施設の管理のみの実績は認めません。運営企業の参加資格要件の詳細については、募集要項等で示します。
13	実施方針	17	第5	2	(2)	—	—	—	想定されるリスクの分担	別紙3物価変動リスクについて【※1一定範囲を超える場合に費用の見直しを行う想定。詳細は募集要項等で示す。】とありますが、物価スライド条項の適用が見込まれるという理解でよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。
14	実施方針	19	第6	2	(1)	—	—	—	ネウボラ拠点施設	前段については、原則として、あらかじめ市の承認を得た上であれば、第三者に委託することができます。 後段については、現在、当該事業を実施する目的で設立されたNPO法人と、単独で随意契約しています。市直営の区分ではありますが、同法人と毎年度で契約締結し、テナント入居する形で事業運営する予定です。基本的に市がファミリー・サポート・センター受託事業者と連絡を行いますが、当該事業者が本施設を利用することになるため、円滑な運営の観点から、市を介さず直接連絡できる手段を確保していただくようお願いします。
15	実施方針	19	第6	2	(1)	—	—	—	ネウボラ拠点施設	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、本事業の事業規模(上限価格)を募集要項等で示します。
16	実施方針	23	第10	1	—	—	—	—	市議会の議決	前段については、本事業の事業規模(上限価格)を募集要項等で示します。 後段については、事業者の提案によります。

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【実施方針】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
17	実施方針	23	第10	1	—	—	—	市議会の議決	「債務負担行為の設定に関する議案を、令和8年3月頃に開催する市議会に提案する予定である。」とありますが、取り組み検討の判断をするためにも、募集公告時点で予定価格をお示しいただけないでしょうか。 また、予定価格算出にあたっては利用料金収入の見込みも算出のうえ、事業が成立する価格設定をされたかと思います。 参考値として、市の想定する施設稼働率、料金設定、利用料金収入額等もお示しいただけないでしょうか。	前段については、募集要項等で示します。 後段については、事業者の提案によるため提示する予定はありません。
18	実施方針	23	第10	1	—	—	—	市議会の議決	債務負担行為に関する提案を令和8年3月開催予定の市議会において行う予定とありますが、本件公告は令和8年1月とございます。公告時点で事業予算は公表されないのでしょうか。	No.4的回答をご参照ください。
19	実施方針	26	別紙3	—	—	—	—	リスク分担案	物価変動リスクに関して、変動の基点となるのは、公告時という理解で宜しいでしょうか。	物価変動に関する考え方については、募集要項等で示します。
20	実施方針	26	別紙3	—	—	—	—	物価変動リスク	「募集公告の公表から契約締結までの期間が長期にわたる事業である上、現在も物価上昇が継続しているため、公告公表時(積算時点)から入札、さらには工事開始までの期間において、更なる物価上昇が予測されます。 このような状況下では、参加者側は将来のリスクを見込み、やむを得ず高い価格で応札するか、あるいは応札自体をためらう事態が懸念されます。 つきましては、リスクを公平に分担し、適切な競争環境を確保するため、本事業における物価スライドの基準日を公告の公表日とすることを検討されていますでしょうか。	No.19的回答をご参照ください。

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【要求水準書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書 (案)	3	第1	7	—	—	—	駐車場について	要求水準書の工事計画において中央公民館利用者用の駐車場を67台程度確保することとあり、できない期間が発生する場合は市と協議することとあります。しかし、確保できない場合に事業者にて近隣に場所を構えて駐車場を確保するという考え方をお認めいただけますでしょうか。また、その場合はどの程度の距離まで認めていただけますでしょうか。	前段については、利用者の妨げにならない範囲での駐車場確保を可とします。後段については、現状においてもイベントがある場合は駐車場として、旧日吉小学校の運動場を利用しておられ、その距離感の目安と考えています。
2	要求水準書 (案)	9	第1	16	—	—	—	その他 地域経済への配慮	維持管理業務および運営業務に関する要件として、「障がい者雇用および福祉団体との連携に努める」とありますが、連携対象として想定される具体的な団体名や種類についてご教示いただけますでしょうか。	特定の団体等はありませんが、地域経済への貢献や地元雇用に繋がる取組みを期待します。
3	要求水準書 (案)	10	第2	1	—	—	—	事業用地の基本条件	「(仮称)新日吉公園」は本事業対象外ですが、景観調和の観点から整備イメージや計画概要をご教示頂きたく思います。また、事業スケジュールについてもお示し頂きたく思います。	前段後段ともに現時点未定です。公園との一体的な利用を求める観点から、公園整備イメージを作成いただくことを検討しています。
4	要求水準書 (案)	10	第2	1	—	—	—	事業用地の地歴	事業用地①②について、現在建っている建築物以外に過去に建築物が経っていた地歴がございましたらご教示願います。	事業用地①については木造校舎が建っていましたが、昭和56年の現存校舎改築までに木造校舎の撤去・解体工事を行っています。図面については募集要項等公表時に資料として示します。事業用地②については昭和31年から平成10年まで福祉センター及び図書館、自転車置場が建っていましたが、平成10年に撤去・解体工事を行っています。図面については募集要項等公表時に資料として示します。
5	要求水準書 (案)	11	第2	2	(2)	—	—	地盤状況	資料16「地質調査報告書(概要版)」について、事業者の責任において解釈し、利用することとございますが、実施に地質調査を行った際に資料16と比べて地盤状況が悪かった場合、基礎計画の見直しに伴う工事費の増額は可能でしょうか。	左記の場合の工事費の見直しについて市は協議に応じるものとします。
6	要求水準書 (案)	12	第2	2	(5)	ウ	—	既存施設の概要	「日吉公園 多目的トイレ」について「移設対象」とあります。しかし、移設とする場合に、移設可能なものかどうかということと、確認申請については貴市においてどのようにお考えでしょうか。	移設可能なもののどうかという点については担当課で確認済みです。申請については、担当課と調整のうえ進めて頂くことを想定しています。

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【要求水準書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
7	要求水準書 (案)	12	第2	2	(5)	—	—	移設対象建物	日吉公園多目的トイレ、駐車場詰所について、移設先の想定がありましたらご教示願います。	日吉公園多目的トイレの移設先は鯉池公園を予定しています(資料15「日吉公園内の解体・撤去物、移設物一覧」に位置等図示していますのでご確認ください。)。 駐車場詰所については、p49に「事業期間中の中央公民館臨時駐車場のための詰所機能は事業者にて用意すること。現中央公民館の駐車場詰所は事業者にて撤去・解体または移設して活用すること。なお、中央公民館臨時駐車場の管理は本事業対象外とする。」と記載しておりますので、事業者にて移設または撤去・解体をご判断ください。
8	要求水準書 (案)	14	第3	1	(4)	イ	—	ユニバーサルデザイン	移動等円滑化誘導基準への適合について、何らかの特例(税制、容積率、補助金等)を受ける予定がありましたらご教示ください。	現時点で特例を受ける予定はございません。
9	要求水準書 (案)	16	第3	2	(1)	—	—	施設デザイン	デザインを重視されているようにお見受けしましたが、評価基準におけるデザイン性の評価比重について考え方をご教示頂きたく思います。	評価基準については、募集要項等の「優先交渉権者選定基準」にて示します。
10	要求水準書 (案)	16	第3	2	(3)	ア	—	機運醸成に関する取り組み	認知度向上や利用促進等の機運醸成とありますが、いつ頃、どのような内容を想定されていますでしょうか。	機運醸成に関する取組の時期や内容については、事業者の提案によるものと考えています。現時点では、市として実施する具体的な取組内容や時期は未定です。
11	要求水準書 (案)	17	第3	2	—	—	—	本施設の配置イメージ	MICE施設との連携を踏まえ、具体的にどのような連携をお考えになられているか、現行の想定はあるでしょうか。	MICE施設には基本計画時に本施設に導入予定だった地域交流センターの機能を含め検討しています。市民利用を踏まえ、施設間のアクセス等を想定しています。
12	要求水準書 (案)	17	第3	2	—	—	—	本施設の配置イメージ	事業用地①と事業用地②の間に市道旭町日吉線がありますが、安全面での対策で今後何かご予定があるようでしたらご教示願います。	市道旭町日吉線について、具体的な方針は現在のところございません。 ただし、本施設の東側に新設道路の整備が計画されていることから、周辺環境の変化が想定されるため、現在、幅広に検討を進めているところです。
13	要求水準書 (案)	18	第3	2	(5)	—	—	異年齢のゾーニング	0~3歳未満(子育てひろば)、3~12歳(遊戯室A)、10~18歳(遊戯室B)等の異年齢が共存するにあたり、音響的な配慮や動線の棲み分けに関する要求事項があればご教示願います。	要求水準書p18に記載の通り、「可能な限り継ぎ目なく連続した空間とすることにより、柔軟な利用ができる施設とすること。 複合施設の特性を活かした機能間連携の強化を図る計画とすること。」を満たしたうえで、事業者の提案に委ねます。

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【要求水準書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答	
14	要求水準書 (案)	19	第3	2	(8)	ア	一	防災安全計画	避難所スペースとして使用を想定している諸室と、浸水対策の考え方についてご教示頂きたく思います。	エントランスロビーを主に受付・運営として使用し、その他諸室を避難所スペースとして使用する想定です。施設内動線や避難スペースの転換のしやすさを求めますが、面積については、通常利用に最適なスペースでご提案ください。 浸水対策の考え方については備蓄倉庫は2階以上に配置することとしますが、それ以外の避難所スペースについては事業者の提案に委ねます。	
15	要求水準書 (案)	22	第3	3	(1)	ア	(ア)	一	本体施設	施設の配置について、基本計画33ページにおいてモデルプラン案を示されていますが、現状の想定配置などはございますでしょうか。	要求水準書にて示しております資料4「諸室機能図」やp17.本施設の配置イメージ、p18.本体施設の機能配置イメージなどを基に提案してください。
16	要求水準書 (案)	22	第3	3	(1)	ア	(ア)	一	本体施設	施設の在り方において、不登校や障害をお持ちの方が滞在しやすい環境・空間の配慮について、何か検討されていますでしょうか。	発達支援に資する相談室Dや検査室はプライバシーに配慮した動線計画、諸室計画とすることとしています。 また、カームダウンルームを設け音や光に敏感特性を持つ子どもが静かに過ごせる室を設けることとしています。また、それらの機能配置についてはp18にて「複合施設の特性を活かした機能間連携の強化を図る計画とすること」としています。
17	要求水準書 (案)	22	第3	3	—	—	—	—	諸室・機能に係る基本要件	諸室機能について、「部屋」として空間を切り取る必要はありますでしょうか。	諸室機能については、「部屋」として区切る必要はなく、危険性やセキュリティなど不足のない計画提案であれば、空間の連続性を表現する提案は可能です。
18	要求水準書 (案)	25	第3	3	—	—	—	—	ファミリーサポートセンター	市が別途委託するとありますが、選定の時期などは決まっていますでしょうか。	現在は、当該事業を実施する目的で設立されたNPO法人と、単独で随意契約しています。市直営の区分ではありますが、同法人と毎年度で契約締結し、テナント入居する形で事業運営する予定です。
19	要求水準書 (案)	27	第2	—	—	—	—	—	遊戯室B	【運動機能を高めるような設備を設けること】とあります がどのような設備・利用を想定されているのでしょうか。 また、運動機能の向上について、数値的なアプローチが必要なのでしょうか。	前段については、本諸室は、高学年児童～高校生までの年代が幅広く利用する想定です。通常の運動設備や空間に加えて、異年齢や同じ目的を持った仲間づくりやコミュニティの形成の場として児童等が自由に運動や遊びをしながら体力の向上や俊敏性等の運動機能を高めることができるような環境をご提案ください。 後段については、数値的アプローチまで求めませんが、動体視力や反射神経を鍛える器具の導入を期待します。(あくまで一例であり、具体的な設備等については事業者の提案に委ねます。)

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【要求水準書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答	
20	要求水準書 (案)	29	第3	—	—	—	—	児童センター	蔵書2,800冊とありますが、選書についての基準などはありますか。 また、本への加工などは何か要しますか。	選書の基準については当該要求水準書に記載の通りです。 本の加工については要求水準として規定はしておりませんが、管理、補修、入れ替えが行いやすいように配慮してください。	
21	要求水準書 (案)	29	第3	3	(2)	ウ	(ア)	—	図書室(スペース)	収蔵可能数2,800冊以上、閲覧可能な図書は2,400冊以上とありますが、差分については閉架と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書 (案)	36	第3	3	(3)	—	—	駐輪場	駐輪場について、バイク置き場を含むとありますが、自転車+バイクで150台と考えてよろしいでしょうか。 上記が正の場合、自転車とバイクの台数比をご教示ください。	ご理解のとおりです。 台数比については、将来的な施設利用者の想定を加味した事業者の提案に委ねます。	
23	要求水準書 (案)	65	第7	1	(4)	—	—	ぱりっこ広場	今治市内の地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業について、直営、委託(委託先もあわせて)の施設について、ご教示ください。	現在、地域子育て支援拠点事業所は、全11か所、利用者支援事業所は全2か所ございます。詳細は、別添のとおり。	
24	要求水準書 (案)	69	第7	1	(9)	—	—	業務仕様書	事業者は、事業者による提案事項を含めた各業務における業務仕様書を作成し、とありますが、事業者側で作成するということでしょうか。	ご理解のとおりです。	
25	要求水準書 (案)	70	第7	3	(1)	—	—	運営管理業務	7時30分に施設の開錠及び窓の開放などとありますが、その対応が必要な理由を教えてください。	本施設は、8時30分から開館し、利用者への貸出も同時刻からであるため、準備時間等を考慮し、開館時刻の1時間前を基本と考えています。	
26	要求水準書 (案)	70	第7	3	(1)	エ	—	開館準備	「7時30分に施設の開錠及び窓の開放や冷暖房等の電源を入れ、開館準備を行うこと」とありますが、運営の工夫等により8時30分に開館が可能な場合、例えば8時から開館準備を始めること等はお認めいただけますでしょうか。	No.25的回答をご参考ください。	
27	要求水準書 (案)	73	第7	6	(1)	ウ	(イ)	—	異年齢交流プログラム	学校教育と連携した取り組みも可能です。ただし、児童館の「第3の居場所」としての役割を加味したうえで、ご提案ください。併せて、教育委員会等との調整も必要となります。 なお、異年齢交流プログラムの具体的な内容については、事業者の提案によるものとしています。児童センターでの異年齢プログラムであり、年齢の違う子どもたちが関わることで、お互いに良い影響を与え合い、社会性や協調性、思いやりを育むことが目的です。具体的には、年上の子が年下の子の面倒を見ることで「責任感」や「リーダーシップ」、年下の子が年上の子を「目標」や「憧れ」として見ることで成長していく、双方がメリットを享受できるようなプログラムの提案を期待しています。	

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【要求水準書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
28	要求水準書 (案)	73	第7	7	—	—	—	カフェ	独立採算でのカフェ事業について、経営面での課題が懸念されますが、設置するしないは事業者次第であり、評価にも影響しないのでしょうか。	カフェ等の運営については、必須となります。また、カフェを含む運営業務に関する評価基準については、募集要項等の「優先交渉権者選定基準」にて示します。
29	要求水準書 (案)	74	第7	7	(2)	ア	(ア)	カフェの運営	カフェ等の整備、スタッフの配置等の運営方法は、事業者の提案によるものとする。なお、自動販売機等の設置も併せて行うことができる。とありますが、自動販売機のみによる無人飲食スペースのような提案も可能と考えてよいでしょうか。	カフェ等の運営は、必須であり、自動販売機のみの提案は認めません。

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する意見に対する回答【実施方針】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	6	第2	9	(1)	—	—	施設整備業務に係る対価(物価変動について)	維持管理・運営業務には物価変動の記載がありますが、施設整備業務では、記載がありません。「別紙3リスク分担表の※1で募集要項等に示す」とありますが、現在の物価上昇は、建設物価指數等では実情を反映出来ていませんので、良い方法による提示をお願いします。例えば、日建設計が公表している「コストマネジメントレポート」も参考にして頂けると実情に近いものなので良いと思います。	頂いたご意見を踏まえ、内容について検討いたします。 なお、物価変動に関する考え方については、募集要項等で示します。
2	実施方針	6	第2	9	(2)	—	—	維持管理・運営業務に係る対価(物価変動について)	物価変動を考えて頂けるように記載が有りますが、これらの業務は主に人件費なので、考え方として「最低賃金の上昇率を用いての物価改定」を希望します。	No.1の回答をご参照ください。
3	実施方針	6	第2	10	—	—	—	事業スケジュール・仮契約の締結	令和8年10月に優先交渉権者の決定及び公表の予定なので、15ページ 6.(2)事業契約内容に関する協議で詳細協議を行うとあるので、同じ月内で協議完了し、各社の押印までを実施するのは難しいので、令和8年11月にして頂けるように考慮願います。尚、SPCを組成する場合は、もう少し時間を要すると思われます。	基本協定および仮契約の締結は、原案どおり令和8年10月を予定しています。ただし、優先交渉権者の決定後、市との協議により変更の必要性が認められた場合は、基本協定及び仮契約の締結時期を変更する場合があります。
4	実施方針	23	第10	1	—	—	—	市議会の議決	「債務負担行為の設定に関する議案を、令和8年3月頃に開催する市議会に提案する予定である。」とあります。また、「令和8年1月の募集要項等公表時には何等かの形で事業予定価を提示頂きたく思います。	本事業の事業規模(上限価格)を募集要項等で示します。
5	実施方針	26	—	—	—	—	—	別紙3	物価変動リスク(5)、(6)について、昨今の経済情勢的に四半期単位でも大きな物価高騰が継続している状況があるため、基準日については少なくとも公告日として設定頂きたいと思います。	対面対話に関する質問に対する回答【実施方針】No.19をご参照ください。

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する意見に対する回答【要求水準書】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	実施方針	3	第1	7	—	—	—	本事業のスケジュール	開業準備期間(3か月)との記載がありますが、広報関係の準備、予約関係のルール作りなど準備面を想定すると18ヶ月程想定頂けるとありがたいです。	開業準備期間は原則として3か月としていますが、事業者の提案により、建設期間中から準備業務に着手することを可能とする方向で検討しています。これに伴い、開業準備業務の期間については、事業者の提案に基づき柔軟に設定できるよう、要求水準書に記載します。

今治市ネウボラ拠点施設整備・運営事業 対面対話に関する質問に対する回答【その他】

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	基本計画 2024年5月 公表資料	37	—	4	(5)	—	—	—	施設整備計画	貴市より令和6年5月に公表された基本計画の中には、施設整備費の想定として「約71億円」の記載がございます。 その時から建物機能の縮減が図られていますが、あらためて貴市の施設整備費のお考えをお聞かせ願えますでしょうか。	記載頂いている通り、基本計画の段階から一部機能縮減を行っているため、施設整備費の見直しを行っております。また、施設整備費の見直しに際しては、基本計画策定期階からの物価状況を考慮しています。
2	その他	—	—	—	—	—	—	—	MICE施設の建設時期について	本事業計画地の隣接において、貴市にてMICE施設の整備計画がなされていると思いますが、本事業と建設時期が重なるということはあるのでしょうか。	MICE施設については、現在検討中であり、現時点ではお答えできません。
3	その他	—	—	—	—	—	—	—	参考事例	事業規模や、空間デザインを検討する際に参考にされた施設があればご教示いただけますでしょうか。	多世代の集う空間デザインとして「おにクリ(大阪府茨木市)」や、遊び場を中心とした施設として「シェルターベンクリーンプレイスコパル(山形県山形市)」などを参考としています。
4	その他	—	—	—	—	—	—	—	事業費の考え方	人々が集まりたくなる空間づくりの付加価値を実現するため、予算上の措置はなされていますでしょうか。	要求水準書に記載された内容を実現可能とするための必要な費用は見込んでいます。

【別添】地域子育て支援拠点事業所(全11か所)

No.	事業形態	拠点名	開設日	住所	電話番号	運営事業者
1	直営	ぱりっこ広場	日～土 週7日	南宝来町1-9-8 (総合福祉センター2階)	0898-22-6026	今治市役所 こども未来課
2	委託	ハルモニア広場	月～土 週6日	立花町2-6-11	0898-24-2370	特定非営利活動法人 子どもの未来育成支援会議ハルモニア
3	委託	白鳩つどいの広場	月～土 週6日	阿方甲1296-1	0898-52-8335	社会福祉法人 山路白鳩福祉会
4	委託	にこにこ広場 おおきくなあれ	月～土 週6日	喜田村8-4-48	0898-47-4022	公益財団法人 今治シルバー人材センター
5	委託	輪い和い親子広場	月～土 週6日	大西町新町甲734-10	0898-53-5731	特定非営利活動法人 輪い和い
6	委託	志々満 おひさまセンター	月～金 週5日	桜井6-2-1 (志々満保育園内)	0898-48-0254	社会福祉法人 志々満保育園
7	委託	とらっこくらぶ	月～土 週6日	鐘場町1-3-8	0898-24-2500	社会福祉法人 虎岳会
8	委託	たまっこらんど	月～金 週5日	玉川町大野甲86-1 (玉川福祉センター2階)	0898-36-8140	社会福祉法人 今治社会福祉協議会
9	委託	子育て広場 あそぼーの	火～土 週5日	波方町波方甲2029 (なみっこ交流館内)	0898-41-9770	一般社団法人 ANT
10	委託	子育て広場 しましま	月・水・金 週3日	伯方町北浦甲2255	070-1920-4662	特定非営利活動法人 創作クラブGrian
11	委託	子育てひろば ハピ	月～土 週6日	にぎわい広場1-1 イオンモール今治新都市1階	0898-24-2951	一般社団法人 今治子育て・子育ち応援団

利用者支援事業事業所(全2か所)

No.	事業形態	拠点名	開設日	住所	電話番号	運営事業者
1	直営	ぱりっこ広場	月～金 週5日	南宝来町1-9-8 (総合福祉センター2階)	0898-22-6026	今治市役所 こども未来課
2	委託	ハルモニアのおへや	月～金 週5日	立花町2-6-11	0898-23-7003	特定非営利活動法人 子どもの未来育成支援会議ハルモニア